

中国の最高人民法院知的財産権法廷 裁判要旨の解説



北京魏啓学法律事務所
(中国知財法律事務所)

中国弁護士
王 洪亮

北京魏啓学法律事務所は2008年に創立され、主に知的財産権などの法律業務を取扱う法律事務所である。前身は北京林達劉知識産権代理事務所の法務部である。現在に至るまで、商標権、専利権、著作権、不正競争等を巡る知財侵害紛争及び技術契約などの知財業務などを大量に扱い、数多くの実績及び経験を積んでいる。王洪亮氏は2013年に入所し、模倣品対策、知財契約関連などのいろいろな知財に関する法律業務を取り扱う。

【概要】

2019年1月1日に日本の最高裁にあたる中国の最高人民法院の中に、技術類知的財産権訴訟の第二審を専門に管轄する法廷（最高人民法院知的財産権法廷、以下「最高知財法廷」という。）が設置されることになった。2021年2月26日に最高知財法廷は、「最高人民法院知的財産権法廷裁判要旨（2020）」（以下、「裁判要旨2020」という。）を公布した。「裁判要旨2020」は、2020年に最高知財法廷が結審した2787件の技術類知的財産権案件の中から選出した55件の典型的判例および46条の裁判規則を収録し、知的財産権分野における審理時の考え方、裁判方法を示している。

【詳細及び留意点】

1. 最高知財法廷について

2018年10月26日、中国第13期全人代常務委員会第6回会議において、「特許等の知的財産権事件の訴訟手続に関する若干の問題に係る決定」が可決された。決定の内容は主に以下のとおりである。

一、民事事件であって、当事者が特許、実用新案特許、植物新品種、集積回路レイアウト設計、ノウハウ、コンピュータソフトウェア、独占などの技術専門性が比較的高い知的財産に係る事件の第一審の判決、裁定に不服があり、上訴を提起した場合、最高人民法院が審理する。

二．行政事件であって、当事者が特許、植物新品種、集積回路レイアウト設計、ノウハウ、コンピュータソフトウェア、独占などの技術専門性が比較的高い知的財産に係る事件の第一審の判決、裁定に不服があり上訴を提起した場合、最高人民法院が審理する。

三．効力が発生した上記事件の第一審の判決、裁定、和解調書に対し、法に基づき再審、抗訴などを請求した場合、審判監督手続を適用するものは、最高人民法院が審理する。また、最高人民法院は下級裁判所に再審理させることもできる。

上述の決定に応じて、2019年1月1日、最高知財法廷が設置されることになった。国家レベルで知的財産事件の訴訟審理制度が整いつつあると理解することもできる。設置の目的は、主に実務において裁判所の判断基準が一致しない問題を解決し、審理の専門化、管轄の集中、手続の集約および人員の専門化を図り、知的財産に対する司法保護を強化することである。

上記規定によれば、従来の知的財産事件、特に特許事件の審判制度が大きく変更されることとなった。つまり、各高等裁判所は、意匠以外の技術関連知的財産侵害事件の二審を受理することがなくなり、最高人民法院（最高知財法廷）が上訴事件を直接審理することになった。また、技術に関する知的財産行政事件の二審も最高人民法院（最高知財法廷）が審理することになった。

設立からの2年間で、最高知財法廷が受理した件数は計5121件、結審件数は4220件となっており、結審率は82%に達している。審理期間については、二審の平均審理期間は123日である。従来の制度と比べると、明らかに短縮している。知的財産権紛争事件の急速な増加とともに、技術類知的財産権事件の審理期間の長期化という問題がある程度改善されることとなった。

2. 裁判要旨 2020 について

この度、発行された裁判要旨 2020 は、裁判要旨 2019 に続く 2 回目のものである。データから見れば、2020 年、新規に受理した件数は 3176 件、結審件数は 2787 件で、最高知財法廷が設置されたばかりの 2019 年に比べ、結審件数は

1354件増加した。新規受理件数のうち376件は渉外案件であり、総件数の約12%を占めており2019年と比べて116%増（2019年比226%）である。

55件の典型的事例の性質に基づき、専利（発明特許・実用新案・意匠の総称である）民事事件、専利行政事件、植物新品種事件、営業秘密事件、コンピュータソフトウェア事件、集積回路レイアウト設計事件、独占関連事件および管轄等の手続上の事件の8種類に分けている。

具体的な事例をあげると、例えば、ファーウェイ社とコンヴァーサントウ社との間のSEPライセンス紛争事件において、「訴訟差止命令」の性質を有する行為保全の考慮要素について、「被申立人による外国法院の判決の執行申立が中国訴訟の審理および執行に実質的な影響を与えるか、行為保全措置の実施が確かに必要であるか、行為保全措置を実施しなかったことによる申立人への損害が行為保全措置の実施による被申立人への損害よりも大きいのか、行為保全措置の実施が公共の利益に損害をもたらすか、行為保全措置の実施が国際的礼讓原則に一致するか」という要因が挙げられた。同事件における「日ごとに罰金を算出」するルールについて、「被申立人が行為保全裁定で決定された不作為義務の履行を拒否し、法律に違反して元の状態を変更する行為を実施した場合、その故意の違法行為は、行為保全裁定に対する継続的な違反および元の状態の継続的な変更となるため、毎日実施されているとみなすべきである。状況に応じて罰金を毎日科し、毎日累積することができる。」という理論的根拠が明確化された。このような形で、最高知財法廷は、裁判要旨2020に55件の典型的判例に相応しい46条の裁判規則をまとめた。

知的財産権分野において、先行判例指導制度を率先して試行している現段階において、裁判要旨2020に掲載された55件の典型的判例および46条の裁判規則は、最高人民法院より毎年公表されている「10大知的財産事件」、「50大典型的知的財産権事件」、「最高人民法院知識産権案件年度報告書」および各地方裁判所が公表している知的財産権典型的事件とともに、指導的意義を有する参考例として、類似事件の審理に重要な指導的役割を果たすと思われる。

3.留意点

①現行法によれば、技術に係る事件の審判監督手続（再審）は、通常、最高人民法院が審理するので、最高知財法廷により第二審上訴事件が審理され、更に最高知財法廷により再審事件が審理されるという体制が構築されている。

②中国において、判例は法の正式な根拠とすることができず、人民法院は直接先行判例を引用して判決を確定することができない。しかし、法律の適用および事件の審理基準を明確にするため、最高人民法院や最高人民検察院は、不定期に意義がある典型的な事例を公表する。特に知的財産権実務において、典型的事例における裁判要旨は、裁判官の自由裁量権に対する規範化を積極的に促し、担当裁判官の心証の形成に対して重要な指導性を有するという点で意義がある。

【ソース】

最高人民法院知的財産権法廷裁判要旨（2020）<http://ipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-1068.html>

最高人民法院知的財産権法廷成立 2 周年記者会見実録

（編集協力：日本国際知的財産保護協会）